

発行：北出経営労務事務所
〒910-0011 福井市経田2丁目302-1 フェルビル203号室
TEL：0776 (58) 2470 FAX：0776 (58) 2480
発行日：2014年3月1日

今月のことば●感謝するから幸せになれる 幸せだから感謝するのではない、小さなことにも感謝するから 幸せになれるのだ

3月～4月にかけては採用と人事異動の時期ですね (o_ _)人(-_ _)o 人事異動の理由としては、新規採用による配属はもちろん、多機能型社員の育成・後継者の育成・新たな人脈形成など人材育成や部内活性化といった異動、マンネリ化対策・不正防止などのマイナス面の排除といった観点からの異動なんかもありますね。いずれにしても、社内の人材が大きく動くこととなります。この際にトラブルになるのが引継ぎです。単純な引継ぎでも何かしらの問題が起こるもの、突然の異動にも対処できる



環境やシステムが社内に構築されているかを見直すいい機会かもしれませんね。

三寒四温という言葉がありますが、寒い日が三日ほど続いたあと暖かい日が四日ほど続くといった寒暖を繰り返す気候ですね。一般的に冬に使われる言葉ですが、最近の日本では春に入ってもこの気候が起きています。この時期は体調を崩しがちになりますので、みなさんご注意くださいね p(・n・)q



今年で3年目！！

(前川)

セミナー案内

社長・経営幹部のためのトップマネジメント養成講座

全7回

昨年、一昨年と大好評だったトップマネジメント養成講座は、「経営の原理原則」や「社長の考え」を経営幹部が共有する「経営者と経営幹部のギャップを埋める」「経営者と同じ視点で経営幹部が物事を考えるようになる」ために必要なプログラムをすべて盛り込んだ渾身の内容です。

受講後には「やるべき事が見えてくる」「仕事が楽しくなる」など変わった自分に出会えます。また異業種間で行う講義のため、同じ立場の方々が集い、人脈づくり、情報交換も大いに期待できます。会社の成長、社長、経営幹部のレベルアップにぜひご活用ください。



◆セミナー内容◆

- 日時：4月 7日(月) 経営の原理原則
4月21日(月) 理想のリーダー
5月12日(月) 経営者・幹部のためのコミュニケーション術
5月26日(月) 目標設定とモチベーション
6月 9日(月) 経営ビジョンと経営計画
6月23日(月) 組織を統率する行動指針づくり
7月 7日(月) 組織を統率する行動指針づくり【実習編】
いずれも18:00～20:00(開場 17:30)
会場：アオッサ6F 605研修室(福井市手寄1丁目4番1号)
参加費：全7回 70,000円 / 1回 15,000円(税別)
・・・社長・経営幹部2名様セット料金です。
(1名追加ごとに20,000円アップとなります)

定員：7社限定

お申し込み期限：3月31日(月) 事前振込制
2回に1回は懇親会を開催し、交流を深めます。(懇親会費用：実費)
セミナーの詳細・お申し込みは<http://kk-group.com/seminar> まで

《講師プロフィール》 北出慎吾(きたでしんご) 特定社会保険労務士/人事コンサルタント

1976年福井県福井市生まれ。「中小企業を元気にする」を使命に掲げ、経営者サイドに立った社労士として、従業員数1名から200名規模の中小企業に特化した経営・人事コンサルティング、社会保険労務士業務を展開し、強い会社をつくるための人事制度、就業規則の作成、モチベーションアップの社員研修、ビジョン・行動指針づくりなど、経営者から高い評価を得て業績アップに貢献している。トップマネジメント養成講座は、過去2回述べ28名が参加している。

著書：「行列のできる社労士事務所の作り方」(2011年ばる出版)
福井県商工会議所エキスパートバンク専門相談員、福井産業支援センター専門相談員、ケンキー株式会社社現外部監査役。

労働契約法が改正になった話を前から耳にしているのですが、具体的にどのような点が変更になったのでしょうか。



平成24年8月に労働契約法が改正されました。
では、その改正内容について簡単にご説明致します。

■改正点■

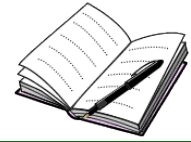
平成24年8月に改正された労働契約法は以下のとおりです。

- ①無期労働契約への転換
 - ②「雇止め法理」の法定化
 - ③不合理な労働条件の禁止
- が設けられました。



1分間ろうむスタディ

労働契約法とは、平成20年3月からスタートした法律です。労働契約についての基本的なルールが定められています。



■①無期労働契約への転換■

無期労働契約の転換とは、同一使用者との間で、有期労働契約が通算（※1）で5年を超えて反復更新（※2）された場合は、労働者の申し込み（※3）により、無期労働契約（※4）に転換（※5）することです。

- ※1…通算契約期間は、平成25年4月1日以後の有期労働契約が対象です。
- ※2…無期転換を申し込まないことを条件にする契約更新は無効
- ※3…通算期間が5年を超える契約期間の間に申し込みする
- ※4…無期労働契約の労働条件は、直前と同一。変更も可能
- ※5…申し込み時の契約が終了した翌日から無期労働契約に転換

通算期間

通算期間が1年を超える労働者の場合、労働契約と次の労働契約の間が6ヶ月以上ある場合は、通算されません。

■②「雇止め法理」の法定化■

使用者が有期労働契約の更新を拒否したとき、契約期間満了により雇用が終了します。これを「雇止め」といいます。では、「雇止めの法理」とは何でしょう。有期労働契約において使用者が客観的・合理的な理由なく契約更新を拒否すること（雇い止め）を違法とする考え方を。これを今回の労働契約法で決めました。

契約更新を繰り返し、無期雇用と実質同じ状態にある、
又は 状況的に更新されるという合理的な期待が認められる有期労働契約

客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない雇止め

有期労働契約更新





■③不合理な労働条件の禁止■

では、③の不合理な労働条件の禁止とは何でしょう。有期労働契約と無期労働契約との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止することです。

有期労働契約と無期労働契約の間で

- ・職務の内容
 - ・当該職務の内容および配置の変更の範囲
 - ・その他の事情
- などにより判断した結果

全ての労働条件において

相違がある 
合理的な相違 

※有期契約と無期契約で通勤手当に違いがあるなどは違法となります。



♥♥ワンポイントアドバイス♥♥

労働契約を締結する場合には、更新回数やトータルの契約年数をきちんと考慮し、契約更新の有無や更新する場合の基準をきちんと明示して下さいね。
また、有期労働契約の方がいるのであれば、5年後の会社を想定して下さい。
5年後、無期労働契約となった際のご準備はお済みでしょうか。

最近、お問い合わせが多いのがメンタルヘルスに関する相談です。うつ病やパニック障害になった社員の休職・復職の際に気を付けること、退職となる場合はどういった場合なのか不明瞭な場合も多いと思います。今回は休職と復職、退職についてまとめてみました。

■■ 休職とは ■■

休職とは、会社に籍を置きながら労働者の都合によって会社を休む場合を言います。実は、労働基準法では休職に関することは定められていないため、会社が独自で定めることになっています。そのため、休職に関する規定がない、休職期間が3年など長期にわたる規定を設けている会社も存在します。会社は、休職制度を実施するかどうかを含めて、**休職制度の内容、対象者の範囲、期間中の賃金などを自由に定めることができます。**ただし、**就業規則に記載がないと適用されませんので**注意してください。休職に関する規定がないと休職＝普通解雇となり、会社として解雇手当の発生などのリスクが高まります。

■■ 復職とは ■■

休職後、復職するかどうかの判断の最終決定は、会社にあります。その判断基準は病気が**治癒したこと**が前提となりますが、治癒とは、休む前の職務を通常どおり実施できる健康状態を指します。

(判例・片山組事件)

また最近では、職種や業務内容を限定しない採用の場合は、軽易な業務に就かせるなどできる限り復職に向けた検討・配慮を行う必要があります。

■■ 休職制度の例(抜粋) ■■

休職の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・精神、または身体上の疾患により通常の労務提供ができずその回復に一定の期間を要するとき ・その他業務上の必要性または特別の事情があり会社が認めた場合
対象者の範囲及び期間	<ul style="list-style-type: none"> ・勤続1年以上・・・・・・・・・・休職期間3ヶ月 ・勤続3年以上5年未満・・・・休職期間6ヶ月 ・勤続5年以上・・・・・・・・・・休職期間1年
休職中の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・休職期間中は賃金は支給しない ・休職期間中は勤続年数に通算しない ・休職期間が終了しても、なお業務に復帰することができない場合は、休職期間の終了日をもって退職とする
復職の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・休職期間中に休職事由が消滅したとして復職を願い出る場合には、医師の診断書を提出すること ・会社は診断書の提出を持って復職の判断を行うものとする



■■ 実際の相談ではどうなる??「Q&A」 ■■

【Q】

総合職で働いていた社員がうつ病で5ヶ月間休職しています。来月、就業規則に定められた6ヶ月間の休職期間が満了しますが、再発の恐れがあり、従前の仕事に復帰することは困難と考えています。小さな会社ですので、他の業種に回すことも難しく、このまま退職扱いにしても問題はないのでしょうか。本人は復職を希望していますが、事務などの軽易な業務が就労可能であれば、復職する方向で進めるべきなのでしょうか。

【A】

復職の条件である「**治癒**」が休む前の職務を通常通り実施できる健康状態を指しますので、復職の判断は、総合職として労務提供ができるか否かにかかってくる。再発する可能性が高い場合には、休職期間の満了(6ヶ月)を持って退職となります。復職や退職に関しては、当人との話し合いを十分持ってトラブルにならないよう配慮も必要です。

まずは、就業規則にどう記載されているかが重要です。**休職期間中でも社会保険料等は労使とも発生しますので注意してください。**



ご不明な点は…

☎0776(58)2470
北出経営労務事務所
担当：北出まで

3月のおしらせ

お出かけ情報

ファミリーカーニバル和泉（3月10日）
雪上を浮き輪に乗って滑走するチュービングレース
・雪上宝探し・雪当てゲーム・餅つき大会など家族参加型のイベントです。



希望が丘感謝まつり（3月15日～16日）※滋賀県野洲市※
しいたけ菌打ち体験・巨大シャボン玉ワークショップ・ふれあい動物園・トランポピクスなど体験コーナーがもりだくさん。

花と緑のいちぼまつり2014（3月22日～23日）※石川県野々市市※
椿の魅力を紹介する椿まつりが開催されます。特産品や花苗等の特産物市が開かれ、ちょっとしたステージもあります。



2014年新入社員研修

◆開催要項◆

日時：2014年3月27日（木）・28日（金） 9:30～17:00
会場：福井県自治会館 202・203号室
（福井市西開発4丁目202番地1 バードグリーンホテル横）
講師：シナジー経営株式会社/代表取締役 北出慎吾
費用：お一人様20,000円（税別。テキスト代含む。）
対象：新入社員の方、入社2年目ぐらいまでの方
定員：45名
詳細、お申し込みは <http://kkr-group.com/seminar/2014sinnyuusyain.html>

残り6席
お申し込みは
お早目に！

3月のお仕事カレンダー

- ・平成26年度の健康保険料率は据置きで決定されました。介護保険料率は3月分（4月納付分）から1.72%になります。
- ・所得税の確定申告期限は3月17日（月）です。
- ・新入社員の受け入れ準備は整っていますか？
（例）労働者名簿・備品・制服・駐車場の確保など
- ・4月から年度が変わる事業所は、新年度のカレンダーの準備や、36協定の締結の準備もお忘れなく。

要注意!!

編集後記



所長 北出慎吾

この事務所ニュースが発刊されているころはソチオリンピックは終わっていますね。日本勢のメダルはいくつになっているのでしょうか。（△）個人的には上村愛子選手にメダルを取ってほしかったのですが、2大会連続の4位。残念です（>_<）5大会連続のオリンピック出場！本人が一番悔しい思いをしているのでしょけれど、最後の涙、笑顔は最高でした！やっぱり頑張っている人の姿はいつ見ても勇気を頂きますね。

↓の佐藤さんに便乗して、私も2年前からクライミングをやっています。週一程度でジムに通ってましたが、最近は家の壁に石をつけてそっちがメインです d(°~*) クライミングは体幹を鍛えるので、女性のダイエットとしても注目されていますよ~b(°o°)d 実感はあまり無いですけどね (-_-) 筋肉ではなく、重心移動で登るので、私なんか足元にも及ばない女性クライマーが数多くいます。佐藤さんにもあっさり抜かれそうな予感、(T▽T) アドバイスとしては、まずは靴選び、これが実はかなり重要ですよ~。



前川 賢



佐藤早智代

先日、以前から挑戦したかったボルダリングに行きました。毎月1回初心者講習が開かれていて、大変人気だそうです。今回も定員オーバー、私はギリギリ滑り込みセーフでした^^; で、はっきり言って楽しかった~≧▽≦/最初は登れないー、と嘆いていたのですが！なんと8.2mまで登れました（^_^）v 実は必死にインストラクターさんの指示に従っただけなんですけどね。でも、上まで登ったことで楽しさ倍増。クライミングの奥深さも体感することができました。また行きたい！前川さん、アドバイスをお願いします。

最近ソチオリンピックに釘付けで、寝不足の日々を過ごしていました。数ある種目の中でも、私が特にテレビにかじりついて観ていたのは「カーリング」です。氷上のチェスとも呼ばれるカーリング。フィギュアスケートやスキージャンプといった花形種目に比べると、一見地味な種目かもしれませんが、氷上で繰り広げられる頭脳戦が、たまらなく面白いと思います。美人アスリートも多いですね（笑）この事務所ニュースが発刊される頃、日本の結果がどうなっているのか楽しみです。



坂野孝太